

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年11月12日 13時00分ごろ
発生場所	和歌山県由良町白埼南南東方沖 紀伊海鹿島灯標から真方位172° 1,200m付近 (概位 北緯33° 58.0′ 東経135° 03.7′)
事故の概要	漁船第3副漁丸は、北北東進中、また、遊漁船第2早勝丸は、船首を北方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年11月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第3副漁丸、13.40トン WK2-3333（漁船登録番号）、個人所有 B 遊漁船 第2早勝丸、9.76トン WK2-3358（漁船登録番号）、個人所有 第252-8166号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 3人（釣り客）
損傷	A 船首部防舷物取付用チェーンの破断 B 船尾外板中央部に凹損、船尾部スパンカーに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、和歌山県美浜町日ノ御埼南東方沖で底引き網漁を行った後、帰航を始めた。 船長Aは、日ノ御埼西方沖を北進中、風が強く波が高かったため、比較的風浪の穏やかな由良町海鹿島と白埼の間の海域（以下「本件海域」という。）を航行して帰航することとした。 船長Aは、目視及び6海里レンジに設定したレーダー画面で確認したところ、本件海域に他船を認めなかった。 船長Aは、A船が約6～7ノットの対地速力で北北東進中、船尾甲板に移動して、船尾方を向いて網の片付けを行っていたところ衝撃を感じ、A船とB船とが衝突したことを認めた。 船長Aは、船長Bから乗船者の負傷状況、損傷状況及び118番通報したことを聞いた後、帰航した。 船長Aは、本件海域を確認した際、B船が遠距離であったので目視で確認できず、レーダー画面でもB船を認識できなかったが、ふだ

	<p>ん、本件海域辺りで漂泊して遊漁を行っている船を見掛けたことが余りなかったので、本件海域に他船はいないという思いがあったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、白崎南南東方沖の本件海域において、船首を北方に向けて漂泊して遊漁を行っていた。</p> <p>船長Bは、操舵室右舷側の操縦席に座って操船に当たり、GPSプロッターと魚群探知機で釣り場の位置を確認してクラッチを操作しながら、時折操舵室の窓から顔を出して釣り客の釣り糸の状況を見ていたところ、左舷側の釣り客の大声を聞き、船尾方至近にA船を認めたがどうすることもできず、B船の船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、釣り客の負傷状況とB船の損傷状況を確認し、僚船に無線で救援を依頼するとともに118番通報した。</p> <p>B船は、来援した僚船により、係留場所である和歌山県湯浅広港にえい航された。</p> <p>釣り客3人は、本船のえい航後、病院を受診し、いずれも頸椎捻挫等と診断された。</p> <p>船長Bは、漂泊して釣りを行っていた際、他船との衝突の危険を感じたことがなく、他船が漂泊中の船舶を避けてくれると思い、釣り場にとどまることに意識を向けていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかったが、釣り客は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、北北東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船尾甲板で船尾方を向いて網の片付けを行いながら航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、北進中、ふだん本件海域辺りで漂泊して遊漁を行っている船を見掛けたことが余りなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北方に向けて漂泊中、船長Bが、漂泊して遊漁中に他船との衝突の危険を感じたことがなく、他船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、釣り場にとどまることに意識を向けて漂泊を続けたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北北東進中、B船が船首を北方に向けて漂泊中、船長Aが、船尾甲板で船尾方を向いて網の片付けを行いながら航行を続け、また、船長Bが、釣り場にとどまることに意識を向けて漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、操船中に網の片付けなどの他の作業を行わず、操船に専念すること。・ 船長は、航行中、他船を余り見掛けない海域であっても、常時適切な見張りを行うこと。・ 船長は、漂泊中であっても、他船が自船に気付かずに航行している場合があるので、他船が避けてくれると思わず、常時適切な見張りを行うこと。・ 小型船舶の船長は、暴露甲板上では、常時、救命胴衣を着用すること。
--------------	---